

指定訪問介護事業及び指定予防訪問介護事業の重要事項説明書

1 事業者の概要

事業者名称	社会福祉法人祥雲会
介護保険法の指定番号	2170201756
事業所の所在地	岐阜県関市池尻913番地3
代表者氏名	理事長 林 幸生
事業所 電話番号	0575-23-9664

2 事業の目的と運営方針

事業の目的	利用者が可能な限り在宅において、能力に応じ自立した生活が営めるよう、支援する。
運営の方針	利用者に信頼される、身体介護、家事援助の提供を行う

4 ステーションの職員体制

訪問介護職員	常勤 2名 非常勤 5名
--------	--------------

5 営業時間

営業日	月曜日～日曜日（祝日を含む）
営業時間	午前6時～午後8時

6 利用料

① 指定訪問介護

午前8時より午後6時までの料金

時間別単価（介護保険対象）

・身体介護中心

20分未満	163単位
20分以上30分未満	244単位
30分以上1時間未満	387単位
1時間以上1時間30分未満	567単位
以後30分増すごとに	83単位を加算

・生活援助中心

20分以上45分未満	179単位
45分以上70分未満	220単位

・通院等乗降介助 1回につき 97単位

同一建物減算（あすなろ荘入居者）・・・所定単位数より10%減算

午前6時より午前8時まで（早朝）と午後6時より午後8時まで（夜間）の料金

・通常料金の25%加算

※別途合計額の10%相当額が介護職員処遇改善加算として加算されます。

② 関市国基準相当訪問型サービス

訪問型独自サービスⅠ（月額） 1, 176単位

訪問型独自サービスⅡ（月額） 2, 349単位

訪問型独自サービスⅢ（月額） 3, 727単位

同一建物減算（あすなろ荘入居者）・・・所定単位数より10%減算

午前6時より午前8時まで（早朝）と午後6時より午後8時まで（夜間）の料金

・通常料金の25%加算

※別途合計額の26.6%相当額が介護職員処遇改善加算として加算されます。